公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長　栗　山　道　義

奈良県人事委員会規則第十六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構」に、「財団法人ダム技術センター（昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人ダム技術センター」に、「財団法人奈良県健康づくり財団（昭和六十二年三月十一日に財団法人奈良県健康づくり財団という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人奈良県健康づくり財団」に、「財団法人奈良県中小企業支援センター（昭和四十七年六月十二日に財団法人奈良県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人奈良県地域産業振興センター」に、「財団法人奈良県林業基金（昭和五十八年十二月一日に財団法人奈良県林業基金という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人奈良県林業基金」に、「財団法人日本建設情報総合センター（昭和六十年十一月十五日に財団法人日本建設情報総合センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本建設情報総合センター」に、「奈良県農業協同組合」を「奈良県農業協同組合　地方公共団体金融機構」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。